

討議資料

『財務会計の概念フレームワーク』

基本概念ワーキング・グループ

2004年7月

討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表にあたって

討議資料『財務会計の概念フレームワーク』公表の経緯

企業会計基準委員会(以下、委員会という)は、わが国の会計基準を設定するにあたって、概念フレームワークを明文化する必要性が各方面から指摘されたのを受け、委員会のもとに外部の研究者を中心としたワーキング・グループを組織して、その問題の検討を委託した。ワーキング・グループには委員会から常勤委員や事務局メンバーも加わり、委員会の委員長が座長となって合計 46 回に及ぶ会議を統括した。そこで得られた結論をとりまとめたのが、この討議資料『財務会計の概念フレームワーク』(以下、討議資料という)である。

したがって、この討議資料に示されているのは、委員会の見解ではなく、委員会に報告される当ワーキング・グループの見解である。むしろ、これは、今後の基準設定の過程で有用性をテストされ、市場関係者等の意見を受けてさらに整備・改善されれば、いずれはデファクト・スタンダードとしての性格を持つことになるであろう。委員会がその経緯をみながら、この討議資料を素材に必要な議論を重ねていくことを、当ワーキング・グループとしても期待するものである。

概念フレームワークを記述する体系には、本来、多様な選択肢がありうるが、この討議資料の構成は、大枠で海外の先例に従っている。海外の主な会計基準設定主体が公表した概念書は、わが国でもすでに広く知られているため、それと構成を揃えることで関係者の理解が容易になり、この討議資料の機能がより効率的に発揮されると期待できるからである。さらに、海外と同一の構成を採用することによって、会計基準の国際的調和をめぐるコミュニケーションも、より円滑になるであろう。

討議資料の役割

この討議資料では、現行の企業会計(とくに財務会計)の基礎にある前提や概念が要約・整理されており、その内容は、将来の会計基準設定の指針になると期待されている。その指針によって、会計基準の体系的安定性が得られれば、会計基準の変化についての予見可能性が高まるであろう。そのことを通じて不確実な将来への対応をよりの確なものとし、企業や利害関係者に無用なコストが生じる事態を避けることも、この討議資料に期待されている重要な役割である。

基本となる前提や概念を要約・整理しておくことには、海外の基準設定主体との円滑なコミュ

ニケーションに資する役割も期待されている。会計基準の国際的な調和(または収斂)が求められるなかで、会計基準の相違が何に起因しているのかについて説明が求められる機会は少ない。この討議資料には、そうした説明のための有効な基盤となることも期待されている。

この討議資料には、現行の会計基準をつとめて体系的に整理するだけでなく、前述のとおり、将来の基準設定に指針を与える役割も求められている。そのため、この討議資料の内容には、現行会計基準の一部を説明できないものが含まれていたり、いまだ基準化されていないものが含まれていたりする。しかし、この討議資料は個別具体的な会計基準の設定・改廃をただちに提案するものではない。その役割は、あくまでも基礎概念の整理を通じて基本的指針を提示することにある。

会計基準を取り巻く環境

この討議資料は、現行の会計基準の基礎にある前提や概念を要約し体系化したものであるから、財務報告を取り巻く現在の制約要因を前提としている。ここでいう制約要因とは、具体的には、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系を支える基本的な考え方、および基準設定の経済的影響に係る社会的な価値判断などを指す。

今日ではそれらの制約要因について等質化が進んでおり、各国の違いは、少なくとも部分的には解消されつつある。この傾向がとりわけ顕著なのはビジネス環境であり、財・サービス・マネー・人材などの国際的な移動に対する障壁が取り払われ、共通のルールに基づく自由な取引が実現されつつある。その一環で、会計基準についても国際的な調和や統合が進められているのが現状である。

とはいえ、歴史的・地理的な初期条件の相違に起因する上記の制約要因の相違は、完全に解消されたわけではない。会計基準のありかたは、依然として違いが残るこれら制約要因から影響を受けている。この討議資料に集約された基礎概念は、そうした制約要因を前提としたものであり、その違いを超えた普遍性を必ずしも有しているわけではない。この討議資料に記載されている内容は、初期条件の異なる各国の概念書と異なりうる。また、それは環境の変化とともに変化しうる。つまり、制約要因が変化すれば、それに応じて会計基準も変化し、ひいては基礎概念も変化するであろう。

討議資料の限界

この討議資料は、会計基準の基礎にある前提や概念を要約・整理したものであるから、その

記述内容はおのずから抽象的にならざるをえず、個別基準の設定・改廃に際しては、討議資料の内容に係る解釈が必要になる。そのため、この討議資料だけでは、個別の会計基準の具体的な内容を直接規定できない。

また、この討議資料で要約・整理された財務報告の目的などは、委員会の中心的な役割との関係上、原則として証券取引法上のディスクロージャー制度を念頭に置いて記述されたものである点にも留意しなければならない。ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされている。

目 次

『財務報告の目的』	
序文	1
本文	2
ディスクロージャー制度と財務報告の目的	2
会計基準の役割	2
ディスクロージャー制度における各当事者の役割	3
会計情報の副次的な利用	4
結論の根拠と背景説明	5
ディスクロージャー制度と財務報告の目的	5
ディスクロージャー制度における各当事者の役割	5
会計情報の副次的な利用	6
『会計情報の質的特性』	
序文	8
本文	9
会計情報の基本的な特性 意思決定有用性	9
有用性を支える特性(1): 意思決定との関連性	9
有用性を支える特性(2): 内的な整合性	10
有用性を支える特性(3): 信頼性	10
特性間関係	11
結論の根拠と背景説明	12
質的特性の意義	12
内的な整合性	12
特性間関係	13
信頼性の下位概念	13
一般的な制約条件	14
『財務諸表の構成要素』	
序文	15
本文	16
財務諸表の役割とその構成要素	16
構成要素に関する一般的な制約	16
資産	16

負債	16
純資産	17
包括利益	17
純利益	17
包括利益と純利益の関係	18
収益	18
費用	18
結論の根拠と背景説明	20
構成要素に関する一般的な制約	20
純資産の内訳区分	20
純利益と包括利益の並存	20
収益と費用の定義	21
繰延費用と繰延収益の計上区分	21
『財務諸表における認識と測定』	
序文	23
本文	24
概要と基礎概念	24
討議資料の構成	24
認識および測定の定義	24
構成要素の認識に関する一般的な制約	24
認識の契機	24
認識に求められる蓋然性	25
資産の測定	26
(1) 取得原価	26
(2) 市場価格	26
(2-a) 購買市場と売却市場とが区別されない場合	27
(2-b) 購買市場と売却市場とが区別される場合	27
(2-b-) 再調達原価	27
(2-b-) 正味実現可能価額	28
(3) 割引価値	28
(3-a) 将来キャッシュフローを継続的に見積もり直すとともに、割引率も改訂する場合	29
(3-a-) 利用価値(または使用価値)	29
(3-a-) 市場価格を推定するための割引価値(時価または公正な評価額)	29
(3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積もり直す場合	30

(4) 入金予定額(決済価額または将来収入額)	30
(5) 被投資企業の純資産額に基づく額	31
負債の測定	31
(1) 支払予定額(決済価額または将来支出額)	31
(2) 現金受入額	32
(3) 割引価値	32
(3-a) 将来キャッシュフローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合	32
(3-a-) リスクフリー・レートによる割引価値	32
(3-a-) リスクを調整した割引率による割引価値	33
(3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直す場合	33
(3-c) 将来キャッシュフローを見積り直さず、割引率も改訂しない場合	33
(4) 市場価格	33
収益の測定	34
(1) 交換に着目した収益の測定	34
(2) 市場価格の変動に着目した収益の測定	34
(3) 契約の部分的な履行に着目した収益の測定	34
(4) 被投資企業の活動成果に着目した収益の測定	35
費用の測定	35
(1) 交換に着目した費用の測定	35
(2) 市場価格の変動に着目した費用の測定	35
(3) 契約の部分的な履行に着目した費用の測定	35
(4) 利用の事実に着目した費用の測定	35
結論の根拠と背景説明	37
測定値の多様性	37
「リスクからの解放」の意義	37

討議資料 『財務報告の目的』

【序 文】

この討議資料では、財務報告を支える基本的な前提や概念のなかでも、とりわけその目的に主眼が置かれ、意見の集約が試みられている。基礎概念の整理・要約に際し、財務報告の目的を最初にとりあげたのは、一般に社会のシステムは、その目的が基本的な性格を決めているからである。財務報告のシステムも、その例外ではない。

ただし、どのような社会のシステムも、時代や環境の違いを超えた普遍的な目的を持つわけではない。財務報告制度の目的は、社会からの要請によって与えられるものであり、自然に決まってくるのではない。とすれば、この制度に対し、いま社会からいかなる要請がなされているのかを確かめることは、そのありかたを検討する際に最優先すべき作業であろう。

財務報告はさまざまな役割を果たしているが、この討議資料では、その目的が、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にあると考える。自己の責任で将来を予測し投資の判断をする人々のために、企業の投資のポジション(ストック)とその成果(フロー)が開示されるとみるのである。

もちろん、企業価値の推定に利用することを会計情報の用途として位置づけているからといって、その他の用途を無視して財務報告のありかたを論じることが許されるわけではない。会計情報の副次的な用途にはどのようなものがありうるのか、会計基準の設定にあたり副次的な用途にどう対応すればよいのかについても、この討議資料で意見の集約が試みられている。

【本 文】

〔ディスクロージャー制度と財務報告の目的〕

1. 企業が生み出す将来のキャッシュフローを予測するうえで、企業の直面している状況に関する情報は不可欠であるが、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には一般に大きな格差がある。このような状況のもとで、情報開示が不十分にしか行われないと、企業の発行する株式や社債などの価値を推定する際に投資家が自己責任を負うことはできず、それらの証券の円滑な発行・流通が妨げられることにもなる。情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進するのがディスクロージャー制度の存在意義である。
2. 投資家は不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、みずからの意思で自己の資金を企業に投下する。その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした投資のポジションとその成果に関する情報である¹。投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、それらを測定して開示するのが、財務報告の目的である。
3. 財務報告において提供される情報のなかで、特に重要なのは投資の成果を表す利益情報である。利益は基本的に過去の成果であるが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。利益の情報を重視することは、同時に、資本(純利益を生み出す投資の正味ストック)の情報を重視することも含意している。投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出した資本と比較した収益性(あるいは効率性)も重視されるからである。

〔会計基準の役割〕

4. 経営者は本来、投資家の保守的なリスク評価によって企業価値が損なわれないよう、自分の持つ私的な企業情報を自発的に開示する誘因を有している。それゆえ、たとえ公的な規制がなくても、投資家に必要な情報はある程度まで自然に開示されるはずである。ただし、その場合でも、虚偽情報を排除するとともに情報の等質性を確保する最小限のルールは必要であり、それを当事者間の交渉(契約)に委ねていたのではコストがかかりすぎるこ

¹ キャッシュ・フロー計算書の開示についても、その重要性が浸透しつつある。

となる。それを社会的に削減するべく、標準的な契約を一般化して、会計基準が形成される。ディスクロージャー制度を支える社会規範としての役割が、会計基準に求められている。

5. 会計基準が「最小限のルール(ミニマム・スタンダード)」として有効に機能するか否かは、契約の標準化ないし画一化による便益がそれに伴うコストを上回っているか否かに依存する。そこでいうコストや便益は環境に依存して決まるため、その環境変化に応じて、会計基準のありかたも変わりうる。

(ディスクロージャー制度における各当事者の役割)

6. ディスクロージャー制度の主たる当事者としては、情報を利用して企業に資金を提供する投資家、情報を開示して資金を調達する経営者、および両者の間に介在して情報に対して保証を付与する監査人の三者を想定できる。
7. 投資家とは、株式や社債を現に保有する者のほか、証券市場の参加者、さらにはいわゆる与信者も含んだ者を指す。投資家は開示された情報を利用して、自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価する。投資家の中には会計情報の分析能力に優れた者のほか、専門家の助けを必要とする者も含まれているが、証券市場が効率的であれば、情報処理能力の差は投資家の間に不公正をもたらさない。それゆえ、会計基準の設定にあたっては、原則として、一定以上の分析能力を持った投資家を想定すればよい。
8. 経営者には、投資家はその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待されている。予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である。会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在の事実を明らかにすることにある。
9. 監査人は、投資家の必要とする会計情報を経営者が適正に開示しているか否かを確認する。具体的には、一般に公正妥当と認められた会計基準への準拠性について、一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査することを、その役割としている。監査人には経営者が作成した情報を監査する責任が課されているだけであり、財務情報の作成責任はあくまでも経営者が負う。
10. ディスクロージャー制度の当事者はそれぞれ、会計基準が遵守されることで便益を享受する。会計基準に従って作成され、独立した監査人の監査を受けた情報は、一般に投資家の信頼を得られやすい。そうした情報を低いコストで入手できることは、投資家にとっての

便益となる。それによって投資家の要求する資本のコストが下がり、企業価値が高まれば、経営者も会計基準から便益を享受することとなる。また経営者は、投資家の情報要求を個別に確かめるためのコストを削減できるという点でも、便益を享受する。投資家の最低限の情報要求に応えるには、どのような会計情報を提供すればよいのかを、会計基準が明らかにするからである。さらに会計基準は、監査上の判断の基礎を提供する機能を果たし、監査人にも便益を与える。

(会計情報の副次的な利用)

11. ディスクロージャー制度において開示される会計情報は、企業関係者間の私的契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている。また、会計情報は不特定多数を対象とするいくつかの関連諸法規や政府等の規制においても副次的に利用されている。その典型例は、配当制限(商法)、税務申告制度(税法)、金融規制(例えば自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制)などである。
12. 会計基準の設定にあたり最も重視されるべきは、第2項に記述されている目的の達成である。しかし、会計情報が副次的な用途にも利用されている事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある。すなわち会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も、同時に考慮の対象となる。そうした副次的な利用との関係も検討しながら、財務報告の目的の達成が図られる。

【結論の根拠と背景説明】

（ディスクロージャー制度と財務報告の目的）

13. 情報の非対称性は、証券の発行市場のみならず流通市場においても問題となる。将来の売却機会が保証されないかぎり、投資家はそもそも証券の発行市場においてさえその購入に応じようとするまいであろう。企業が証券市場で資金調達をするかぎり、企業には、証券売買を円滑にするように情報の非対称性を緩和する努力が継続的に求められる。
14. 情報の非対称性を緩和するための会計情報や、その内容を規制する会計基準は、市場が効率的であれば不要になるわけではない。市場の効率性は、提供された情報を市場参加者が正しく理解しているか否か、市場価格はそれを速やかに反映するか否かに関わる問題であり、何を開示するのかという「情報のなかみ」は効率性とは別問題である。市場参加者の合理的な行動と効率的市場を前提としても、開示すべき会計情報の内容については、なお会計基準による規制が必要である。
15. 会計情報は技術的な制約や環境制約のもとで作成されるものである。会計情報だけで投資家からの要求のすべてに応えることはできない。
16. 会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、企業価値それ自体を表現するものではない。企業価値を主体的に見積もるのはみずからの意思で投資を行う投資家であり、会計情報には、その見積もりにあたって必要な、予想形成に役立つ基礎を提供する役割だけが期待されている。

（ディスクロージャー制度における各当事者の役割）

17. 今日の証券市場においてはさまざまな情報仲介者が存在し、洗練されていない(十分な分析能力を持たない)投資家に代わって証券投資に必要な情報の分析を行っている。洗練されていない投資家は、これらの仲介者を利用することにより、分析能力を高めるのに必要なコストを節約しながら証券投資を行うことができる。情報仲介者の間で市場競争が行われているとすれば、洗練されていない投資家にも会計情報は効率的に伝播するであろう。今日のディスクロージャー制度はこうした市場の効率性を前提としているため、この討議資料では一定以上の分析能力を持った(洗練された)投資家を情報の主要な受け手として想定している。
18. 第7項および第8項に述べた投資家と経営者との役割分担とは異なり、特定の事業について情報優位にある経営者は企業価値の推定についても投資家より高い能力を持つとい

う考え方から、その推定値の開示を経営者に期待する向きもある。しかし経営者自身による企業価値の開示は、証券の発行体が、その証券の価値に関する自己の判断を示して投資家に売買を勧誘することになりかねない。それは、証券取引法に反するだけでなく、経営者としてもその判断に責任を負うのは難しい²。そのため、財務報告の目的は事実の開示に限定される。

19. 経営者にとっては、自己(または自社)の利益を図るうえで、事実と反した会計情報の開示も一つの選択肢となりうる。しかし投資家は、その可能性に対して、企業の発行する証券の価格を引き下げたり、経営者を解任したり、あるいは経営者報酬を引き下げたりするといった対抗手段を有している。合理的な経営者は、そのような事態をあらかじめ避けるため、むしろ監査人による監査を積極的に受け入れる誘因を持つ。すなわちディスクロージャー制度のもとで会計監査は、投資家に不利益が生じないよう、経営者が自身の行動を束縛する「ボンディング」の一環としての役割を果たしている。
20. 会計監査が社会的に信頼され、有効に機能するのは、監査人の職業倫理だけでなく、経営者と監査人との関係に一定の規律を与える仕組みが補完的な役割を果たしているからである。監査の質を維持するために監査基準が存在することに加えて、監査人の選任等をめぐる競争原理が働いていることによっても、監査人の利己的な行為は抑止されているはずである。すなわち監査の信頼性は、監査人に求められる職業倫理とともに、監査人自身のボンディングなどを含む市場規律の働きによっても高められている。
21. 会計基準は、財務報告の目的を効率的に達成できるか否かという観点から決められるものである。その決定過程において、適用しうる監査技法の集合は、重要な制約条件として考慮の対象となる。しかしながら、それはあくまでも目的達成のための制約条件であって、監査のコストを低めるような会計基準を設定すること自体が達成目標なのではない。

(会計情報の副次的な利用)

22. 会計情報は、公的な規制や私的な契約等を通じた利害調整にも利用されている。会計情報の副次的な利用者は、個別の政策目的・契約目的に応じて、ディスクロージャー制度で開示される会計情報を適宜、加工・修正して利用する。それぞれの目的に合う会計情報を

² 企業の経営者は独自の内部情報を有しているため、将来のキャッシュフローを決定する要因のうち、企業固有の要因を把握することについては優位な立場にある。しかし、景気、金利、為替など経済全体に関わる要因については、経営者が優位な立場にあるとは限らない。将来キャッシュフローに基づく企業価値の推定を

別個に作成するよりも、コストの節約が期待できる場合には、会計情報がそのように利用されることもある。しかし会計基準の設定・改廃の際、規制や契約のすべてを視野に収める必要はない。当事者の多くが関わる規制や契約については、会計基準の設定・改廃がそれらに及ぼす影響を考慮しなければならないが、ごく少数の当事者しか関わらない契約等については、必ずしも同様の配慮が求められるわけではない。その契約に関わらない多数の当事者にまで会計基準の変更に伴う再契約のコストを負担させることと、それに伴う便益とのバランスを考慮する必要があるからである。

経営者に委ねないのはそのためである。

討議資料「会計情報の質的特性」

【序 文】

この討議資料では、財務報告の目的を達成するにあたり、会計情報が備えるべき質的な特性を論じている。財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来キャッシュフローの予測に役立つ情報を提供することである。会計情報に求められる最も重要な特性は、その目的にとっての有用性である。この討議資料では、この特性を意思決定有用性(decision usefulness)と称している。これは、すべての会計情報とそれを生み出すすべての会計基準に要求される規範として機能する。

しかし、その特性は具体性や操作性に欠けるため、それだけでは、将来の基準設定の指針として十分ではない。この討議資料は、意思決定有用性を支える下位の諸特性を具体化して、整理するとともに、特性間の関係を記述することにより、意思決定有用性という特性が機能できるようにすることを目的としている。したがって、この討議資料は現行の会計基準や会計実務を帰納要約的に記述したのではなく、その内容には、財務報告の目的の達成にとって有益であるか否か、必要であるか否かという判断が反映されている。

この討議資料で扱う会計情報の質的特性は、しばしば会計基準を設定する際の象徴的な標語としてひとり歩きし、自己目的化する危険性を有している。そのような危険をなくすため、海外の先例における諸特性を議論の出発点にしながら、歴史的にも地域的にもそれらを相対化・客観化する検討作業を経て、この討議資料はまとめられている。その検討結果に基づき、この討議資料では、諸特性の並列・対立関係と上下の階層関係などに対して特別な注意を払うとともに、諸特性の記述に際しては、常に財務報告の目的との関連が意識されている。

ただし、この討議資料に記した諸特性は、予定調和的に体系を形成しているものでもなければ、相互排他的な関係にあるわけでもない。会計基準の設定にあたり、どの特性をどれほど重視するのか、複数の特性がトレード・オフの関係にある場合に、どのようにバランスをとるのかは、与えられた環境条件の下で、財務報告の目的にてらして個々に判断されなければならない。この討議資料の目的は、その判断の指針を示すことではなく、もっぱら諸特性の意義と相互関係を明らかにすることに向けられている。

【本 文】

〔会計情報の基本的な特性 意思決定有用性 〕

1. 財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる企業成果、つまり将来キャッシュフローの予測に役立つ情報を提供することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。
2. 会計情報が投資家の意思決定に有用であることは、意思決定目的に関連する情報であること(relevance to decision)、内的な整合性のある会計基準に従って作成された情報であること(internal consistency)、および一定の水準で信頼できる情報であること(reliability)に支えられている。

〔有用性を支える特性(1)： 意思決定との関連性〕

3. このうち意思決定との関連性とは、会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献することを指す。
4. 会計情報が投資家の意思決定に貢献するか否かは、第一に、それが情報価値を有しているか否かと関わっている。ここでいう情報価値とは、投資家の予測や行動が当該情報の入手によって改善されることをいう。ただし、会計基準の設定局面において、新たな基準に基づく会計情報の情報価値は不確かな場合も多い。そのケースでは、投資家による情報ニーズ(information needs)の存在が、情報価値を期待させる。そのような期待に基づいて、情報価値の存否について事前に確たることがいえない場合であっても、投資家からの要求に応えるために会計基準の設定・改廃が行われることもある。この意味で、情報価値の存在と情報ニーズの充足は、意思決定との関連性を支える二つの特性と位置づけられる。
5. もっとも、情報開示のニーズがある会計情報のすべてが投資家の意思決定と関連しているとは限らない。投資家の意思決定に関連する情報はディスクロージャー制度以外の情報源からも投資家に提供されており、投資家の情報ニーズのすべてをディスクロージャー制度で応えるべきか否かは、慎重な検討を要する問題である。この点で、意思決定との関連

¹ 特定の情報が投資家の行動を改善するか否かについて、事前に確たることをいうのは難しい。投資家の意思決定モデルを特定するのが困難なうえ、予想される多様な結果を社会全体としてどのように評価したらよいか、評価の尺度を特定するのも困難だからである。

性が基準設定で果たす役割には一定の限界がある。

〔有用性を支える特性(2)： 内的な整合性〕

6. 会計情報の有用性は、意思決定との関連性のほか、その情報を生み出す会計基準の内的な整合性にも支えられている。内的な整合性とは、個別の会計基準が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないことを指す。会計基準は、少数の基礎概念に支えられた一つの体系をなしている。その体系と矛盾しない基準に依拠した会計情報は、矛盾を抱えた基準に依拠した会計情報よりも有用なものとなりうる。会計基準の現在の体系が実際に利用されて定着している事実は、その体系のもとで有用な情報が提供されてきたことの証拠とみなせるからである。特別な反証のないかぎり、その体系性を損なわない基準の設定・改廃が求められることとなる。
7. 内的な整合性は、環境条件が大きく変化していないかぎり、新たな経済事象や新たな形態の取引に関して会計基準を設定する際の判断規準として、とりわけ重要である。前提となる環境条件が一定であれば、既存の会計基準の体系と整合的な会計基準は有用な情報を生み出すという推定が働く。その状況では、関連する会計基準と矛盾が生じないように留意するだけでよい。このような形で進められる基準設定は、会計基準を決めるための具体的な手がかりがあらかじめ与えられていることから、会計情報の価値をそのつど推定しながら進める基準設定より効率的なものとなりうる²。
8. 他方、財務報告を取り巻く環境が変化した場合には、旧来の環境条件に適合した会計基準との整合性を問うことの意味が失われる。内的な整合性に着目した基準設定が意味を持つのは、環境が変わらない状況下で、個別具体的な会計処理のありかたが追加的に問われる状況に限られる。それが変化した場合は、既存の体系に固執することなく、新たな環境に適合する会計基準の体系を模索することとなる。

〔有用性を支える特性(3)： 信頼性〕

9. 会計情報の有用性は、信頼性にも支えられている。信頼性とは、中立性・検証可能性・表現の忠実性などに支えられ、会計情報が信頼に足る情報であることを指す。

² 内的な整合性を保つことは、会計基準の変化を予見できるようにする点でも優れている。例えば、新たな形態の取引の登場に応じて会計基準がどう変化するかを予想できれば、情報の作成者や利用者はみずからの行動を少しずつ新しい環境に適合させていくことができるからである。

10. 会計情報の作成者である経営者の利害は、投資家の利害と必ずしも一致していない。そのため、経営者の自己申告による情報を投資家が全面的に信頼するのは難しい。利害の不一致に起因する弊害を小さく抑えるためには、一部の関係者の利害だけを偏重することのない財務報告が求められる(中立性)。また、利益の測定では将来事象の見積もりが不可欠であるが、見積もりによる測定値は、誰が見積もるのかによって、大きなバラツキが生じることがある。このような利益情報には、ある種のノイズが含まれており、見積もりのみに基づく情報を投資家が完全に信頼するのは難しい。そのような事態を避けるには、測定者の主観には左右されない事実に基づく財務報告が求められる(検証可能性)。さらに企業が直面した事実を会計データの形で表現しようとする際、もともと多様な事実を少数の会計上の項目へと分類しなければならない。しかし、その分類規準に解釈の余地が残されている場合は、分類結果を信頼できない事態も起こりうる。このような事態を避けるため、事実と会計上の分類項目との明確な対応関係が求められる(表現の忠実性)。

(特性間の関係)

11. 意思決定との関連性、内的な整合性、信頼性、これら三つの特性はすべてが同時に満たされることもあれば、いくつかの特性間にトレード・オフの関係がみられることもある。ある種の情報が、いずれかの特性を高める反面で、残りの特性を損なうケースもありうる。特性間にトレード・オフの関係がみられる場合は、すべての特性を考慮に入れたうえで、新たな基準のもとで期待される会計情報の有用性を総合的に判断することになる。

【結論の根拠と背景説明】

（質的特性の意義）

12. この討議資料のとりまとめに際しては、現在の基準設定のありかたを記述するのが目的なのか、それとも望ましい基準設定のありかたを論じ、将来の指針たりうる規範を示すのが目的なのか議論された。この討議資料は基準設定の指針として機能することが期待されているため、ここでは単に事実を記述するのではなく、その機能を果たすための価値判断を含んだ記述を行うこととした。

（内的な整合性）

13. この討議資料と、海外の概念書との最大の違いは、会計情報の意思決定有用性を支える特性として、意思決定との関連性と信頼性に加え、内的な整合性をとりあげた点にある。整合的な基準から生み出された会計情報は有用であるとみるのが、広く合意された考え方からである。新たな会計基準による情報の価値が事前にはわからない場合、整合性は情報価値を推定する補完的役割を果たすが、整合性に裏づけられた会計情報の有用性は、意思決定との関連性にいう情報価値の有無とは異なる意味でいわれることもある。こうしたことから、この討議資料では整合性に独立した地位を与えた。

14. 新たな基準設定の際に整合性を問う対象として重要なのは、会計基準を支えている基本的な考え方である。内的な整合性の参照対象は、会計基準、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体である。そのうち、会計基準の設定にとって重要な部分は、この討議資料で記述されているが、その全貌を示したものではない。それゆえ、この討議資料に準拠して会計基準を設定することは、内的な整合性の達成にとって必要条件であって、十分条件ではない。この討議資料には限界があることを十分に認識しなければならない。

15. 米国や英国などの慣習法国家と異なり、日本の法秩序は、成文法の体系に支えられている。その環境条件のもとでは、基準設定に際し、会計基準の内的な整合性を尊重することが、秩序安定のためにとりわけ強く求められる。一般に成文法のもとでは、ルールの設定・改廃に際し、既存のルールとの関係を常に考慮しなければならない。しかしこうした事実について、これまで国際的な理解が十分には得られてこなかった。ここで整合性を重視する必要性や、整合性に着目する方法の限界を明らかにすることは、基準設定のありかたをめぐる国際的な相互理解の助けになると期待されている。

16. なお、この討議資料でいう内的な整合性は、いわゆる首尾一貫性(consistency)とは異なっている。後者は特定の会計手続が每期継続的に(中間報告と決算報告とで同一の手続きが)適用されることを要請するものであるのに対し、前者は現行基準の体系と矛盾しない個別基準を採用するよう要請するものである。

(特性間の関係)

17. この討議資料のとりまとめに際しては、意思決定との関連性・内的な整合性・信頼性の三者を並列させるのか、それとも意思決定との関連性と内的な整合性を下位に置く新たな上位概念を想定し、その上位概念と信頼性とを並列させるべきなのかが論じられた。この討議資料では、内的な整合性に固有の意義を認めて、意思決定との関連性と内的な整合性とを並列させることにした。
18. また、信頼性は他の特性と並列の関係にあるのか、それとも、他の特性よりも上位の制約条件であるのかも議論された。信頼性が他の特性から独立し、かつ常に他の特性よりも優先されるなら、信頼性は上位の制約条件として機能することになる。しかし、信頼性は意思決定との関連性から完全に独立しているわけではない³。また、最優先すべきは意思決定有用性であり、下位の三つの特性の間に優劣関係は見出せない。それゆえ、この討議資料においては、信頼性を他の特性と並列して位置づけた。

(信頼性の下位概念)

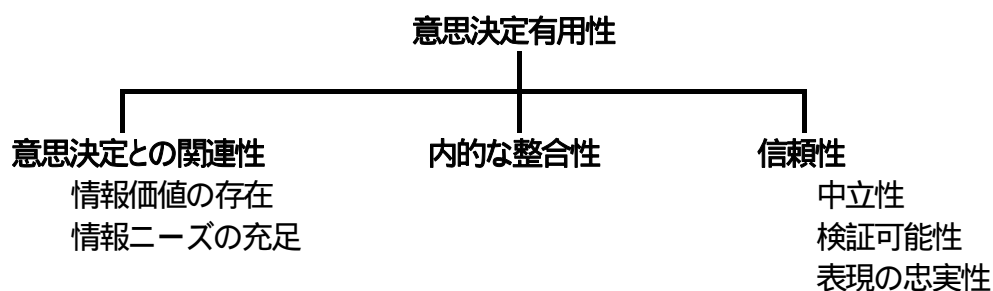
19. 諸外国で信頼性の下位概念とされている中立性・検証可能性・表現の忠実性については、それらを改めて定義し直すべきか否かが議論の対象となった。それらのなかには、原義から離れた使われ方をしているものもあるという意見も出された。しかし、それらの用語はすでに会計実践で定着しており、それを変更すれば無用な混乱を招きかねない。それは、将来の基準設定に指針を提供するという討議資料の役割、および整合性を重視するという基本姿勢などに反する帰結であろう。そうした事態を避けるため、この討議資料では、それらの定義については、海外の先例を踏襲することとした。

³ 例えば信頼性についての議論のうち表現の忠実性に係る部分(第9項および第10項)で触れたように、事実を会計データにどう置き換えるのかは、会計情報の情報価値を左右する問題でもある。

(一般的な制約条件)

20. 諸外国では一般的な制約条件などに位置づけられている比較可能性・理解可能性・重要性・コストとベネフィットの斟酌などについては、これらを会計情報の質的特性に含めるか否かが検討された。まず、質的特性を簡潔な体系として記述するという基本方針が確認され、自明なもの、他の特性と重複するもの、その意義について疑念が残るものなどは記述しないことにした。
21. 比較可能性については、多くの時間が議論に費やされた。本来、表現の忠実性は「異なる事実には異なる会計処理を、同様の事実には同じ会計処理を」要請するものであって、異質な事実を一括りにして画一的な会計処理を要求し、経営者による裁量の余地を過度に狭めると、むしろ投資家にとっての意思決定有用性が損なわれかねないという議論がなされた。会計処理の画一的な統一に対する懸念が表明されたのである。また、表現の忠実性をそのように理解すると、比較可能性は表現の忠実性に包摂されてしまうのではないかという議論もなされた。それらの議論を踏まえて、この討議資料では比較可能性を記述しないこととした。
22. 理解可能性については、洗練された投資家を想定することと矛盾するのではないかという指摘や、人間の合理性には限界があるという意味なら自明であるとの指摘がなされた。さらに、この特性が将来の基準設定の指針としていかなる機能を果たすのか明らかではないという意見も出された。また、重要性、およびコストとベネフィットの斟酌についても、経済合理性の観点からすれば自明であるとの議論がなされた。それらの議論を踏まえて、この討議資料では、理解可能性・重要性・コストとベネフィットの斟酌を記述しないこととした。

(会計情報の質的特性の関係図)



討議資料「財務諸表の構成要素」

【序 文】

この討議資料では、財務諸表の構成要素を特定し、それらに定義を与えることを通じて、財務報告が対象とすべき事象を明確にしている。そうすることで、環境の変化により新たな経済事象が生じたとき、それを財務報告の対象に含めるか否かの指針としての機能が果たされる。財務報告の対象として不適格な項目を排除するとともに、財務報告の対象とすべき項目を包摂するように構成要素の定義を記述することが、この討議資料の目的である。その記述に際しては、財務報告の目的に資することを規準としている。主要な財務諸表である貸借対照表と損益計算書には、財務報告の目的に関連して特定の役割が期待されており、それぞれの構成要素となりうるのは、その役割を果たすものに限られる。

財務諸表の構成要素のなかには、他から独立しているものもあれば、他に従属しているものもある。この討議資料では、はじめに資産と負債に独立した定義を与え、そこから純資産と包括利益の定義を導いている。また、利益情報の有用性が高いことを考慮して、包括利益からは独立に純利益に定義を与え、純利益と関連させて収益と費用の定義を導出している。包括利益と純利益の間に定義上の支配従属関係はない。ここで資産・負債の定義からはじめるのは、それらを特別に重視するからではなく、財務報告の対象を確定する作業が容易になるからである。ただし、そのことは、資産と負債の測定方法を一義的に導かない。

構成要素に定義を与えるといっても、それらは別の抽象概念(例えば主体、経済的資源、支配など)に依存する。会計の専門用語をより一般的な用語に置き換えることはできても、解釈の余地のない用語に還元しつくすことはできない。そのため、会計基準の設定に際しては一定の解釈が必要になるが、構成要素の定義の字義を解釈するだけでは、財務報告の対象とすべき事象は決められない。財務報告の対象とすべきか否かは、財務報告の対象としたことによってその目的がよりよく達成できるようになるのかも加味して総合的に判断しなければならない。

【本文】

（財務諸表の役割とその構成要素）

1. 財務報告の目的を達成するため、現行のディスクロージャー制度においては、貸借対照表と損益計算書という二つの主要な財務諸表が開示されている。これらは企業の所有者が提供した資金をもとに、企業が実行した投資の特定時点のポジションと、その投資から得られた特定期間の成果を反映している¹。
2. 投資のポジションと成果を表すため、貸借対照表においては資産・負債・純資産という三つの構成要素が、損益計算書においては収益・費用・純利益という三つの構成要素が開示される。また、これらに加えて包括利益という要素が開示されることもある。この討議資料で定義を与える財務諸表の構成要素は上記の七つ（資産・負債・純資産・収益・費用・純利益・包括利益）である。

（構成要素に関する一般的な制約）

3. 貸借対照表と損益計算書が投資のポジションと成果を開示するという役割を担っているため、それぞれの構成要素は、これらの役割を果たすものに限られる。構成要素の定義は、財務報告の目的と財務諸表の役割に適合するかぎりで意味を持つのであり、そうした役割を果たさないものは、たとえ以下の各定義を充足しても、財務諸表の構成要素とはならない。

（資産）

4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体(entity)が支配(control)している経済的資源(economic resources)、またはその同等物をいう²。

（負債）

5. 負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放

¹ なお、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表と損益計算書の情報を補完する役割を果たしている。それゆえ、キャッシュ・フロー計算書はこの討議資料の検討対象から除かれている。同様の理由から、剰余金計算書なども検討対象から除かれている。

² ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の集合体(benefits)をいう。これは市場での処分可能性(marketability)を有する場合もあれば、そうでない場合もある。なお、経済的資源の同等物とは、典型的には、将来において支配する可能性のある経済的資源をいう。

棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう³。

〔純資産〕

6. 純資産とは、資産と負債の差額をいう。これは報告主体の所有者である株主(連結財務諸表の場合には親会社株主)に帰属する資本と、その他の要素に分けられる。その他の要素には、報告主体の所有者以外に帰属するものと、いずれにも帰属しないものが含まれる。
7. その他の要素のうち、報告主体の所有者である株主以外に帰属するものには、少数株主持分などが含まれる⁴。他方、いずれにも帰属しないものには、リスクから解放されていない投資の成果などが含まれる。

〔包括利益〕

8. 包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および、将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。直接的な取引の典型例は親会社の増資による親会社株主持分の増加、いわゆる資本連結手続を通じた少数株主持分の発生、新株予約権の発行などである。

〔純利益〕

9. 純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額(報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く)のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら資本だけを増減させる。
10. 企業の投資の成果は、投下した資金と回収した資金の差額にあたるネット・キャッシュフローであり、各期の利益の合計がその額に等しくなることが、利益の測定にとって基本的な制約になる。包括利益と純利益はともにこの制約を満たすが、このうち純利益はリスクから解放された投資の成果であり、それは一般に、キャッシュフローの裏づけが得られたか否かで判断される。

³ ここでいう義務の同等物には、法律上の義務に準じるものが含まれる。

⁴ 少数株主持分以外には、例えば、報告主体の将来の所有者となりうるオプションの所有者との取引によって発生した部分がある。

11. 純利益は、収益から費用を控除した後、少数株主損益を加減して求められる。ここでいう少数株主損益とは、特定期間中にリスクから解放された投資の成果のうち、子会社の少数株主に帰属する部分をいう。

(包括利益と純利益との関係)

12. 包括利益のうち、投資のリスクから解放されていない部分を、その他の包括利益という⁵。包括利益から、(1)その他の包括利益および少数株主損益を除き、(2)過年度に計上された「その他の包括利益」のうち期中に投資のリスクから解放された部分で、報告主体の所有者である株主に帰属する部分を加える(リサイクルする)と、純利益が求められる。純利益には過年度の「その他の包括利益」のリサイクル部分が含まれるため、同一年度においては、純利益は包括利益の部分集合にはならない。

(収益)

13. 収益とは、純利益または少数株主損益を増加させる項目であり、原則として資産の増加や負債の減少を伴って生じる⁶。
14. 純利益や少数株主損益は投資の成果のうちリスクから解放された部分であるため、収益を生み出す資産の増加は、原則として、(事実としての)キャッシュ・インフローの発生という形をとる。潜在的な取引機会の一つを選択したときに予想される資産の増加が、収益の定義に結びつくことはない。ただし、収益を生み出す資産の増加は、必ずしも現金や現金同等物の流入に限られない。複数の会計期間にまたがるキャッシュ・インフローについては、その期間帰属を決める作業が別途に必要となることもある。

(費用)

15. 費用とは、純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、原則として資産の減少や負債の増加を伴って生じる⁷。

⁵ その他の包括利益には、その他有価証券評価差額・為替換算調整勘定などが含まれる。

⁶ 例外的に、資産の増加や負債の減少を伴わないケースには、純資産を構成する項目間の振替と同時に収益が計上される場合(新株予約権が失効した場合や過年度の「その他の包括利益」をリサイクルした場合など)がある。

⁷ 例外的に、資産の減少や負債の増加を伴わないケースには、純資産を構成する項目間の振替と同時に費用が計上される場合(過年度の「その他の包括利益」をリサイクルした場合など)がある。

16. 費用の定義においても、収益の場合と同様、現実には生じた(事実としての)資産の減少が重視される。潜在的な取引機会の一つを選択したときに予想される資産の減少が、費用の定義に結びつくことはない。ただし、複数の会計期間にまたがる資産の減少などについては、その期間帰属を決定する作業が別途に必要となることもある。

【結論の根拠と背景説明】

〔構成要素に関する一般的な制約〕

17. この討議資料の第 3 項では、ある事象が財務報告の対象とされるのは、財務報告の目的の達成に寄与し、財務諸表に期待される役割を果たす場合に限られることが強調されている。これは自明であるにもかかわらず、あえて強調した理由は、構成要素の定義を満たすことだけが強調されると、財務報告に不適格な事象も対象にすべきという主張がなされるおそれがあるからである⁸。

〔純資産の内訳区分〕

18. この討議資料では、構成要素の定義を確定する作業を容易にするため、かつ国際的な動向を尊重して、まず資産と負債を定義している。貸借対照表上で負債に該当しない貸方項目は、すべて純資産に分類される。これと同時に、純利益を重視して、純利益を生み出す投資の正味ストックとしての資本を、純資産から分けて定義している。その結果、純資産には資本に属さない部分が含まれる。純資産と資本が同義ではないことを明示するため、純資産を資本とその他の要素に区分することとした。
19. 討議資料『財務報告の目的』にあるように、投資の成果を表す利益の情報は、企業価値を評価する際の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。利益情報の主要な利用者であり受益者であるのは、報告主体の企業価値に関心を持つ当該報告主体の所有者である。そのような理解に基づいて、この討議資料では、純利益に対応する資本を、報告主体の所有者に帰属するものと位置づけている。この資本は、純利益を生み出す投資の正味ストックを表している。

〔純利益と包括利益の並存〕

20. 純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この討議資料では、包括利益が純利益に代替しうるものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用さ

⁸ 第4項の要件は充足するものの、財務報告の目的の観点から資産に含まれないものの代表例には、いわゆる自己創設のれんがある。自己創設のれんの計上は、経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味するため、財務報告の目的に反するからである(討議資料『財務報告の目的』第18項)。

れており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。

21. この討議資料においては、純利益と並んで包括利益にも、独立した地位を与えた。今後の研究の進展次第では、包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性もあるからである。また、純利益に追加して包括利益を開示する形をとるかぎり、特に投資家を誤導するとは考えにくいこともあり、国際的な動向にあわせてこれを構成要素の体系に含めておくこととした。ただし、包括利益を独立の構成要素として位置づけたからといって、その開示を要求することには直結しない。包括利益をどう定義するのかという問題と、それをどう開示するかとは、別の問題である。

〔収益と費用の定義〕

22. この討議資料では収益や費用を純利益(および少数株主損益)に関連づけて定義している。すなわち収益や費用は、包括利益、および包括利益を定義する資産と負債の増減と直接的には結び付けられていない。この点について、国際的な調和の観点から、収益や費用を包括利益に関連づけて定義する立場が検討対象となった。収益や費用を包括利益に関連づけて定義した場合、資産・負債との関係が明示され、定義の体系がより簡潔になる。その一方で、純利益を開示した後、必要な調整を加えて包括利益を開示する方式を前提とすると、その調整項目も収益や費用とみなされてしまう。しかし、例えば「その他の包括利益」のリサイクルに伴ってそれを増減させる調整は、投資の成果がリスクから解放されたことに伴う区分の振替に過ぎず、これを収益・費用とみなすことはできない。そのため、この討議資料では、収益や費用を純利益(および少数株主損益)に関連づけて定義することとした。
23. 利益を増加させる要素を原因別に収益と利得に分け、利益を減少させる要素を原因別に費用と損失に分ける考え方がある。これに対して、この討議資料では、収益と利得、費用と損失をそれぞれ区別することなく一括して収益または費用と称している。収益と利得、費用と損失の間に、それぞれを独立した構成要素とみなさなければならないほど根源的な相違があるとは考えられないからである。

〔繰延費用と繰延収益の計上区分〕

24. いわゆる繰延費用は資産の定義を満たさないという議論もみられるが、この討議資料では、

繰延費用の資産計上は定義の次元では必ずしも排除されないという立場を採っている。ある種の繰延費用から将来の便益が得られると期待できるのであれば、その繰延費用は、資産の定義には必ずしも反していない。その資産計上がもし否定されるとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定の要件あるいは制約によるというのがこの討議資料の立場である。

25. いわゆる繰延収益の位置づけも、時間を費やして討議された⁹。日本の現行基準ではこれを負債に計上することとされている。こうした処理を踏まえ、繰延収益を包摂するように負債を定義する方法も検討対象となった。しかし、繰延収益を負債に含めようとすると、現在負債とみなされていない項目までも多数包摂する定義になりかねない。その弊害を避けるため、この討議資料では、繰延収益は負債から除外した。すなわち繰延収益は、この討議資料では、原則として、純資産の中の「その他の要素」に区分される¹⁰。

⁹ この第25項の議論は、負ののれんについてもあてはまる。

¹⁰ 繰延収益の一部(割賦未実現利益など)については、特定資産の評価勘定として解釈することもできる。

討議資料「財務諸表における認識と測定」

【序 文】

この討議資料では、討議資料「財務諸表の構成要素」で定義を与えた各種構成要素を財務諸表に計上するタイミングと、それらに与えられる測定値の意味を記述している。すなわち、各種構成要素をいつ認識し、どのように測定するのかである。その記述に際しては、認識・測定方法としてどのような選択肢がありえるのか、それぞれの測定値にどのような解釈が与えられるのかを説明している。

以下に列挙されている認識・測定方法には、現在用いられている主要な方法に加え、近い将来に用いられる可能性のある方法も含まれている。一連の討議資料には、現在の会計基準を規定する基礎概念を整理するとともに将来の基準設定に対する指針を提示する役割が期待されているからである。その使命を果たすため、この討議資料では現在日本で採用されていない認識・測定方法も記述の対象となっている。

逆に、たとえ現在用いられている認識・測定方法であっても、その適用範囲がきわめて狭く限られているものは、ここではとりあげていない。それらに特定の意味を与えたところで、その記述には、将来の基準設定に対する指針としての役割を期待できないからである。この討議資料は、想定可能な認識・測定方法のすべてを網羅しているわけではない。

この討議資料では、個々の認識・測定方法の意味を記述するにあたり、企業の投資と会計上の測定値との関係に着目している。すなわち、それぞれの認識・測定方法はどのような状態の投資に適用しうるのか、またそれを適用した結果、各測定値にはどのような意味が与えられるのかに着目している。投資家が会計情報から企業の将来キャッシュフローを予測するには、会計数値は企業の投資活動と経験的に意味のある関連を持つ必要があるからである。その関連を記述しておけば、将来、新たな会計基準が対象とする投資活動を明確にすることを通じて、最適な認識・測定方法を選択できるようになると期待される。

もちろん、最適な認識・測定方法を選択するためには、各種の投資の実態や本質について共通の解釈が必要である。その解釈が分かれる場合は、事実認識や価値判断を一義的に決める指針が必要になるが、それを決めるのは、この討議資料の役割を超える難問である。

【本文】

概要と基礎概念

〔討議資料の構成〕

1. この討議資料ではまず、定義を充足した財務諸表の構成要素がどのようなタイミングで財務諸表に計上されるのか、すなわち、財務諸表の本体で各種構成要素を認識する契機は何か、を記述している。そのうえで、資産・負債・収益・費用のそれぞれについて主要な測定方法を取りあげている。その記述は、資産・負債に関する部分と収益・費用に関する部分に大別される。
2. 資産と負債に関する部分では、各種の測定値が企業の投資とどのような関連を持つのかに着目して、測定値の意味が説明されている。特に、資産・負債それ自体の価値を直接表現する測定値には、その測定値が投資のどのような状況を表現しているのかについて、独立の説明を与えている。
3. 収益と費用に関する部分では、企業が投資した資金は、いつ投資のリスクから解放され、投資の成果を表す収益はどのように計上されるのか、その成果を得るための犠牲である費用は、いつ、どのように計上されるのか、の説明に主眼が置かれている。これは、討議資料『財務報告の目的』において、純利益の情報が会計情報の中心であること、また同『財務諸表の構成要素』においては、純利益が「リスクから解放された投資の成果」に関連づけて定義されていることを受けたものである。なお、認識と測定は、概念上は分けられるが会計処理としては同時に行われるため、ここでは測定方法ごとに、認識と測定をあわせて記述している。

〔認識および測定の定義〕

4. 財務諸表における認識(recognition)とは、構成要素の定義を満たす諸項目を財務諸表の本体に計上することをいう。
5. 財務諸表における測定(measurement)とは、財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てることをいう。

構成要素の認識に関する一般的な制約

〔認識の契機〕

6. 討議資料『財務諸表の構成要素』の定義を充足した各種項目の認識は、契約の少なくとも

一方の履行(契約の部分的な履行)がその契機となる。さらに、いったん認識した資産・負債に生じた価値の変動も、新たな構成要素を認識する契機となる。

7. 前項の第一文は、双務契約であって、双方が未履行の段階にとどまるものは、原則として、財務諸表上で認識しないことを述べている。履行の見込みが不確実な契約から各種の構成要素を認識すれば、誤解を招く情報が生み出されてしまうとみるのが通念である。それを避けるため、伝統的に、各種構成要素の認識は、契約が少なくとも部分的に履行されるのを待って行われてきた。
8. ただし、金融商品に属する契約の一部は、例外的に、双務未履行の段階で財務諸表に計上されている。その典型例が、決済額と市場価格との差額である純額を市場で随時取引できる金融商品である。そのような金融商品への投資について、その純額の変動そのものがリスクから解放された投資の成果とみなされる場合には、その変動額を未履行の段階で認識することもある。

〔認識に求められる蓋然性〕

9. 討議資料「財務諸表の構成要素」の定義を充足した各種項目が、財務諸表上での認識対象となるためには、第 6 項に記した事象が生じることに加え、一定程度の発生の可能性(probability)が求められる。一定程度の発生の可能性とは、財務諸表の構成要素に関わる将来事象が、一定水準以上の確からしさで生じると見積もられることをいう。
10. 財務諸表の構成要素を認識する際に前項の要件が求められるのは、発生の可能性がきわめて乏しい構成要素を財務諸表上で認識すると、誤解を招く情報が生まれるからである。とはいえ、逆に確定した事実のみに依拠した会計情報は有用ではないとみるのも、伝統的な通念である。発生の可能性を問題にする場合には、二つの相反する要請のバランスを考えなければならない¹。

¹ 発生の可能性に関する判断は、資産と負債との間で必ずしも対称的になされるわけではない。こうした非対称性の一部は、伝統的に、投資家の意思決定に有用な情報の提供とは別の観点から保守性あるいは保守的思考と呼ばれ、定着してきた。

資産の測定

(1) 取得原価

〔定義〕

11. 取得原価とは、資産取得の際に支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額をいう。これを特に原始取得原価と呼ぶこともある。原始取得原価の一部を費用に配分した結果の資産の残高は、未償却原価と呼ばれる。原始取得原価を基礎としていることから、未償却原価も広義にとらえた取得原価の範疇に含まれる。

〔取得原価による測定値の意味〕

12. 原始取得原価は、実際に投下した資金の額であり、未償却原価は、そのうち、いまだ収益に賦課されていない額である。原始取得原価であれ未償却原価であれ、取得原価によって資産を測定する場合は、現在の投資行動をそのまま継続することが前提とされる。また未償却原価によって資産が測定される場合は、投下資金の一部が、投資成果を得るための犠牲を表す費用として、計画的・規則的に配分される。
13. 取得原価、特に未償却原価による測定値は、継続利用している資産について将来に回収されるべき投資の残高を表す。つまり、この測定は、資産の価値の測定方法としてよりも、資産の利用に伴う費用を測定するうえで重要な意味を持つ。なお、費用測定のための期間配分の手続においては、いくつかの将来事象について見積もりが必要であり、重要な誤りが事後的に判明した場合は、見積もりが適宜修正され、それに応じて未償却原価も修正される²。

(2) 市場価格

〔定義と分類〕

14. 市場価格とは、特定の資産について、流通市場で成立している価格をいう³。報告主体が直面する市場は、購買市場と売却市場とが区別される場合と、されない場合に分けることができる。それぞれのケースに応じて、市場価格の意味は異なる。その点を考慮して、こ

² 一般に、見積もりが修正された場合の会計処理には、その影響額の全額を修正した期の会計数値に反映させる方法と、複数の会計期間に分けて影響額を反映させる方法との二通りの方法がある。

³ 日本の現行基準においては、市場価格と時価が異なる意味で用いられている。狭い意味で使われるのは市場価格であり、この用語は実際に市場が存在する場合にしか用いられない。これに対し、時価は公正な評価額と同義であり、観察可能な市場価格のほか、推定された市場価格なども含んでいる。

の討議資料では、二つのケースを区別する。

(2-a) 購買市場と売却市場とが区別されない場合

〔市場価格による測定値の意味〕

15. 購買市場と売却市場とが区別されない場合の市場価格(quoted market price)は、資産の経済価値を表す代表的な指標の一つであり、資産を処分ないし清算したときに得られる資金の額、あるいは再取得するのに必要な資金の額を表す(ただし取引コストは考慮していない)。現在の事業投資活動の継続が前提とされる場合、それに利用されている資産については、この測定値に経験的な意味を見出すのは困難であるが、例えば個別の資産の売却処分が前提とされる場合には、その市場価格の情報が投資家にとって有益なこともある⁴。また、予期せざる環境変化などにより、簿価が従来の意味を失うことがあり、臨時の簿価修正手続として、市場価格による再測定が意味を持つこともある。
16. 市場価格の変動額には、将来キャッシュフローや割引率に関する市場の平均的な期待の改訂が反映される。その変動額は、事業上の制約がなく清算できる投資で、かつ市場における有利な価格変動を期待しているものについての成果を表す⁵。
17. 独立した第三者間の取引を前提とするかぎり、資産取得に際しての支出額は、そのときの市場価格と大きく乖離しないと想定できる。両者に著しい乖離がなく、また支出額を操作する意図が推察されない場合は、取得した資産は当初認識時には支出額で測定されるのが原則である。ただし、それらの点について反証がある場合は、支出額にとらわれることなく、市場価格によって原始取得原価が測定されることもある。

(2-b) 購買市場と売却市場とが区別される場合

(2-b-) 再調達原価

〔定義〕

18. 再調達原価とは、購買市場と売却市場とが区別される場合において、購買市場(当該資産を購入し直す場合に参加する市場)で成立している価格をいう。

〔再調達原価による測定値の意味〕

19. 再調達原価は、保有する資産を測定時点で改めて調達するのに必要な資金の額を表す。しばしば、その変動額は、資産の調達時期を遅らせていたならば生じたはずの損益として

⁴ この測定値が意味を持つ典型例は、売買目的の有価証券である。

⁵ より正確には、市場価格の変動に加え、利付債に係る受取利息のように、投資対象から分離する形で生じたキャッシュフローも投資の成果に含まれる。同様のことは、後述の再調達原価・正味実現可能価額・割引価

意味づけられている。しかし、実際には保有したまま再調達していないときに購入価格の変動額を投資成果とみなせる状況は、限られている。ただし、予期せざる環境変化などにより、簿価が従来の意味を失うことがあり、臨時の簿価修正手続として、再調達原価による再測定が意味を持つこともある⁶。

(2-b-) 正味実現可能価額

〔定義〕

20. 正味実現可能価額とは、購買市場と売却市場とが区別される場合において、売却市場(当該資産を売却処分する場合に参加する市場)で成立している価格から見積販売経費(アフター・コストを含む)を控除したものをいう。

〔正味実現可能価額による測定値の意味〕

21. 正味実現可能価額は、保有する資産を測定時点で売却処分することによって回収できる資金の額を表す。しばしば、その変動額は、資産を期末に売却したら生じたはずの損益(の一部)として意味づけられている。しかし、実際には保有したまま売却していないときに売却価格の変動額を投資成果とみなせる状況は、限られている。ただし、予期せざる環境変化などにより、簿価が従来の意味を失うことがあり、臨時の簿価修正手続として、正味実現可能価額による再測定が意味を持つこともある⁷。

(3) 割引価値

〔定義と分類〕

22. 割引価値とは、資産の利用から得られる将来キャッシュフローの見積額を、何らかの割引率によって測定時点まで割り引いた測定値をいう。この測定方法を採用する場合は、キャッシュフローが発生するタイミングを合理的に予想できることが前提となる。割引価値による測定は、将来キャッシュフローを継続的に見積もり直すか否か、割引率を継続的に改訂するか否かに応じて、いくつかの類型に分けられる。

値などにもあてはまる。

⁶ 例えば、低価基準は棚卸資産の原価に残存する有用性を表現する手段であると解釈した場合、また、品質低下や陳腐化が生じたときの再評価は、残存する棚卸資産の用役の大きさを表現する手段であると解釈した場合には、再調達原価への簿価切り下げが意味を持ちうる。

⁷ 例えば、低価基準や強制時評価減は、棚卸資産について予想される売却損失を早期に計上する手段であると解釈した場合には、正味実現可能価額への簿価切り下げが意味を持ちうる。

(3-a) 将来キャッシュフローを継続的に見積り直すとともに、割引率も改訂する場合

(3-a-) 利用価値(または使用価値)

〔定義〕

23. 利用価値(または使用価値)とは、資産の利用から得られる将来キャッシュフローを測定時点で見積り、その期待キャッシュフローをその時点の割引率で割り引いた測定値をいう⁸。

〔利用価値(または使用価値)による測定値の意味〕

24. 利用価値は、資本価値とも呼ばれ、市場価格と並んで、資産の価値を表す代表的な指標の一つである。利用価値は、報告主体の主観的な期待価値であり、測定時点の市場価格と、それを超える無形のもの価値とを含んでいる。そのため、利用価値は、個々の資産の価値ではなく、貸借対照表には計上されていない無形資産も含んだ企業全体の価値を推定する必要がある場合に利用される。ただし、取得原価を超える利用価値で資産を測定した場合には、自己創設のれんが計上されることになる。

25. かりに将来に関する期待が変わらなければ、利用価値の変動額は、この投資額に対する正常なリターンの額(資本コストにみあう額)に等しくなる。他方、その期待が途中で変化した場合、正常なリターンに加えて、期待の変化(いわゆるウィンドフォール)が、経営者の主観的な見込みだけで、その変動額に算入される。討議資料「財務報告の目的」において記述されているとおり、事実あるいは実績を開示するという財務報告の目的にてらすと、利用価値による測定が意味を持つ状況は、主観的な見積りを事実の代理とするしかない例外的なケースに限られる⁹。

(3-a-) 市場価格を推定するための割引価値(時価または公正な評価額)

〔定義〕

26. 市場価格を推定するための割引価値とは、市場で平均的に予想されているキャッシュフローと市場の平均的な割引率を測定時点で見積り、前者を後者で割り引いた測定値をいう。市場価格が存在しない資産について、期末時点の価値を測定する必要がある場合には、この測定値が市場価格の代理指標として積極的な意味を持つ。この測定については、第15項から第17項を参照。

⁸ ここで用いられる割引率については、いくつかの選択肢がありうる。

⁹ 例えば資産の収益性が低下し、簿価を回収できる見込みがなくなったときに、回収可能な額まで簿価を切り下げるようなケースがこれに該当する。

(3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直す場合

〔定義〕

27. 将来キャッシュフローのみを継続的に見積り直した割引価値とは、資産の利用から得られる将来キャッシュフローを測定時点で見積り、その期待キャッシュフローを資産の取得時点における割引率で割り引いた測定値をいう¹⁰。

〔この割引価値による測定値の意味〕

28. この測定値は、資産から得られる将来キャッシュフローについて、回収可能性の変化のみを反映させた額を表す。必ずしも回収リスクのすべてを反映させたものではなく、また割引率に相当する金利のリスクを無視する点でも、それは測定時点の資産価値を表しているとはいえないが、その変動額に含まれる二つの要素を投資の成果としてとらえるために、この測定方法が利用されることもある。一つは、当初用いた割引率にみあう利息収益の要素である。もう一つは、期待キャッシュフローが変化したことに伴う損益の要素である。そこでは回収可能額の改訂分を当初の割引率で割り引いた全額が、見積りの修正時点に生じた損益とみなされる。

(4) 入金予定額(決済価額または将来収入額)

〔定義〕

29. 入金予定額とは、資産から期待される将来キャッシュフローを単純に(割引かずに)合計した金額をいう。一般に、入金予定額という場合、債権の契約上の元本についての回収可能額を指すことが多い。

〔入金予定額による測定値の意味〕

30. この測定値は、将来に入金が予定される額、回収可能見込額(貸倒引当金が別に設定されている場合は、それを控除した額)を表す。その変動額には、借り手の信用状況の変化が反映される。

¹⁰ 金銭債権については、その取得時点で回収が見込まれる将来キャッシュフローを原始取得原価に一致させる割引率(当初の実効金利)を求め、この割引率で割り増して毎期の簿価を計算するのが支配的な実務となっている。この簿価は利息法による簿価と呼ばれ、第27項にいう割引価値の典型例である。

(5) 被投資企業の純資産額に基づく額

〔定義〕

31. 被投資企業の純資産額に基づく額とは、被投資企業の純資産のうち、投資企業の持分比率に対応する額をいう¹¹。

〔被投資企業の純資産額に基づく測定値の意味〕

32. この測定値は、被投資企業に対する報告主体の持分額、あるいは投資額を表す。被投資企業の純資産変動に基づいて利益を測定する際に用いられるが¹²、他の測定方法では投資の現状をとらえられないケースで利用されることもある。例えば予期せざる環境変化などにより、簿価が従来の意味を失う場合は、臨時的簿価修正手続として、この測定値が意味を持つこともある¹³。

負債の測定

(1) 支払予定額(決済価額または将来支出額)

〔定義〕

33. 支払予定額とは、負債の返済に要する将来キャッシュフローを単純に(割引かずに)合計した金額をいう。一般に、支払予定額という場合、債務の契約上の元本額を指すことが多い。

〔支払予定額による測定値の意味〕

34. 支払予定額は、将来支払うべき金額を表す。支払予定額が契約などにより固定されている場合、この方法で負債を測定すれば、返済までの間、支払利息以外の損益は計上されない¹⁴。他方、支払予定額が見積もりによる場合、この方法によると、見積もりの変更のすべてがその期の損益に計上される。

¹¹ この測定値には、いわゆる持分法による評価額も含まれる。ただし、「持分法による評価額」という用語法には、未償却の連結調整勘定相当額を含めた意味で使われるケースと、それを除いた意味で使われるケースとがある。

¹² 被投資企業の活動成果に着目した収益の測定については、第50項にも記述がある。

¹³ 例えば、非上場株式の簿価切り下げに用いられることがある。

¹⁴ もちろん、債務が免除された場合は、契約上の要返済額と実際の(要)返済額との差にみあう債務免除益が生じる。

(2) 現金受入額

〔定義〕

35. 現金受入額とは、財・サービスを提供する義務の見返りに受け取った現金または現金同等物の金額をいう。時の経過に応じてサービスの提供が行われるケースなどにおいては、現金受入額を計画的・規則的に減額する期間配分の手続がとられる。その配分した結果の負債の残高は、未決済残高または未消滅残高と呼ばれる。現金受入額を基礎としていることから、未決済残高・未消滅残高も、広義にとらえた現金受入額の範疇に含まれる。

〔現金受入額による測定値の意味〕

36. 現金受入額は、実際に受け入れた資金の額を表す。金融負債を現金受入額で測定する場合、この負債に係る支出額(元利返済額)との差は利息費用や償還損益となる。他方、非金融負債の場合は、財・サービスの引渡し義務の履行に伴って、その履行にみあう額が収益に振り替えられる。その結果、負債は未決済残高・未消滅残高によって測定される。

(3) 割引価値

37. 割引価値の定義、割引価値を採用することの意味、割引価値の類型については、第22項を参照。

(3-a) 将来キャッシュフローを継続的に見積もり直すとともに、割引率も改訂する場合

(3-a-) リスクフリー・レートによる割引価値

〔定義〕

38. リスクフリー・レートによる割引価値とは、測定時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフロー¹⁵を、その時点におけるリスクフリー・レートで割り引いた測定値をいう。

〔リスクフリー・レートを用いた割引価値による測定値の意味〕

39. リスクフリー・レートによる割引価値は、借り手である報告主体が自身のデフォルトを考慮せずに見積もった、負債の価値を表す。その変動額には、期待キャッシュ・アウトフローの増減や時の経過、およびリスクフリー・レートの変化は反映される一方、報告主体の信用リスクの変化は反映されない。

¹⁵ 第38項から第44項にいうキャッシュ・アウトフローには、元本の返済額だけでなく、利息の支払額も含まれる。

(3-a) リスクを調整した割引率による割引価値

〔定義〕

40. リスクを調整した割引率による割引価値とは、測定時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを、その時点における報告主体の信用リスクを加味した最新の割引率で割り引いた測定値をいう。

〔リスクを調整した割引率を用いた割引価値による測定値の意味〕

41. この測定値は、負債の市場価格を推定する際に意味を持つことがある。その変動額には、期待キャッシュ・アウトフローの増減、時の経過や、リスクフリー・レートの変化に加えて、報告主体の信用リスクの変化も反映される。ただし、報告主体の契約上の支払義務が変わらない状況では、その変動額を投資成果とみなすことはできない。

(3-b) 将来キャッシュフローのみを継続的に見積もり直す場合

〔定義〕

42. 将来キャッシュフローのみを継続的に見積もり直した割引価値とは、測定時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを、負債が生じた時点における割引率で割り引いた測定値をいう。

〔将来キャッシュフローのみを見積もり直した割引価値による測定値の意味〕

43. この測定値の変動額には、二つの要素が含まれている。一つは、負債発生当初に用いた割引率にみあう利息費用の要素である。もう一つは、期待キャッシュ・アウトフローが変化したことに伴う損益の要素である。要返済額の改訂分を当初の割引率で割り引いた全額が、その変動額に含まれる。

(3-c) 将来キャッシュフローを見積もり直さず、割引率も改訂しない場合

〔定義〕

44. 将来キャッシュフローを見積もり直さず、割引率も改定しない場合の割引価値とは、負債が生じた時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを、その時点での割引率によって割り引いた測定値をいう。

〔将来キャッシュフローも割引率も改訂しない割引価値による測定値の意味〕

45. この測定値の変動額は、期首の負債額に対する当初の実効金利による利息費用を表す。

(4) 市場価格

46. 市場価格の定義とその意味については、第14項および第15項を参照。

収益の測定

(1) 交換に着目した収益の測定

47. 交換に着目した収益の測定とは、財やサービスを第三者に引き渡すことで獲得した対価によって収益をとらえる方法をいう。収益計上の判断規準は投資のリスクから解放されたか否かであり、事業投資の場合、原則として、事業のリスクに拘束されない資産を交換によって獲得したか否かで判断される。この場合の収益の額は、獲得した対価の測定値に依存する。すなわち、対価が資産を増加させる場合にはその増加額、負債を減少させる場合にはその減少額によって収益は測定され、収益には第 11 項から第 46 項までのいずれかの測定値が付されることになる。

(2) 市場価格の変動に着目した収益の測定

48. 市場価格の変動に着目した収益の測定とは、資産や負債に関する市場価格の有利な変動によって収益をとらえる方法をいう。随時換金(決済)可能で、換金(決済)の機会が事業活動による制約・拘束を受けない資産・負債については、資金の回収(返済)と再投資(再構築)とが繰り返されているとみなすことができる。その場合には、市場価格の変動によって、投資の成果が生じたと判断される。この場合の収益の額は、一期間中に生じた市場価格の上昇額によって測定される。

(3) 契約の部分的な履行に着目した収益の測定

49. 契約の部分的な履行に着目した収益の測定とは、財やサービスを継続的に提供する契約が存在する場合、契約の部分的な履行に着目して収益をとらえる方法をいう。そのような契約において、相手方による契約の履行(代金の支払)が確実視される場合は、報告主体が部分的に履行しただけで(つまり相手方の履行を待たずに)、契約価額の一部を成果として得たとみなすことができる¹⁶。この場合の収益の額は、一期間中に履行された割合を契約額に乗じて測定される¹⁷。

¹⁶ これと同様に、契約価額を受領済みで、自身による契約の履行が確実視される場合も、報告主体が部分的に履行しただけで(つまり契約の完全な履行を待たずに)、履行割合にみあう成果を得たとみなすことができる。

¹⁷ 例えば、金銭消費貸借契約の場合、時の経過によって契約が部分的に履行したとみなされる。

(4) 被投資企業の活動成果に着目した収益の測定

50. 被投資企業の活動成果に着目した収益の測定とは、投資企業が、被投資企業の成果の獲得に応じて投資勘定を増加させて収益をとらえる方法をいう。被投資企業との間に一体性を見出せる場合は、被投資企業の事業活動は投資企業の事業活動の延長線上にあると位置づけられる。その場合、被投資企業の成果の帰属に着目して、投資企業の成果を計算することができる。この場合の収益の額は、被投資企業の純利益に持分割合を乗じた額として測定される。

費用の測定

(1) 交換に着目した費用の測定

51. 交換に着目した費用の測定とは、財やサービスを第三者に引き渡すことで犠牲にした対価によって費用をとらえる方法をいう。この測定については、第47項を参照。

(2) 市場価格の変動に着目した費用の測定

52. 市場価格の変動に着目した費用の測定とは、資産や負債に関する市場価格の不利な変動によって費用をとらえる方法をいう。この測定については、第48項を参照。

(3) 契約の部分的な履行に着目した費用の測定

53. 契約の部分的な履行に着目した費用の測定とは、財やサービスの継続的な提供を受ける契約が存在する場合、契約の部分的な履行に着目して費用をとらえる方法をいう。この測定については、第49項を参照。

(4) 利用の事実に着目した費用の測定

54. 利用の事実に着目した費用の測定とは、資産を実際に利用することによって生じた消費や価値の減耗に基づいて費用をとらえる方法をいう。これは一般には、事業活動に拘束された資産に適用される方法である。この場合の費用は、減少した資産の測定値(財・サービスの取得と同時に消費される場合には、それらの原始取得原価)によって測定される。なお、財・サービスの消費に伴う費用のうち、資産の定義と認識・測定の要件を充足するものについては、繰延費用として資産に計上されることもある。

55. 利用に伴う資産の数量的な減少を把握するのが困難な場合には、費用配分が、資産の金額的な減少を測る方法として妥当であると伝統的にみなされてきた。費用配分とは、あらかじめ定められた計画にしたがって、資産の原始取得原価を一定の期間にわたって規則的に費用に配分するものである。規則的な配分によって費用を測定する場合には、事前にいくつかの将来事象を見積もらなければならない。その見積もりについて事後的に誤りが判明した場合は、見積もりの改訂に伴う配分計画の修正が求められることもある。また、修正方法によっては、修正の際に損益が計上されることもある。

【結論の根拠と背景説明】

〔測定値の多様性〕

56. この討議資料は、資産や負債のさまざまな測定値を混在させている。そこでは、市場価格や利用価値を、すべてのケースにおいて優先的に適用すべき測定値とは考えていない。原始取得原価や未償却原価を、市場価格などによる測定が困難な場合に限って適用が許容される測定値として消極的に考えるのではなく、それらを積極的に並列させている。財務報告の目的を達成するためには、投資の状況に応じて多様な測定値が求められるからである。資産と負債の測定値をいわゆる原価なり時価なりで統一すること自体が、財務報告の目的に役立つわけではない。
57. 一部の項目は、複数の測定値に関連づけて解釈できる。例えば毎期一定額の利息収入が予定されている貸付金を当初の貸付額で測定した場合、これは取得原価、割引価値、入金予定額などとして意味づけることができる。それぞれの測定値の意味は必ずしも相互に対立しているわけでも排他的でもないことから、この討議資料では、一つの会計数値に対して複数の測定方法による意味づけができることを否定せず、解釈の余地を残したままとしている。
58. 現在の貸借対照表に計上されていないながら、この討議資料でとりあげていない測定値が付されている項目もある。その代表例は、工事進行基準を適用した結果計上される「完成工事未収入金」と、発生給付評価方式で計上される「退職給付引当金」である。これらは、もっぱら投資成果の計算結果として資産・負債の測定値が与えられるため、独立した意味を持つ資産・負債の測定値としての説明をしなかった。

〔「リスクからの解放」の意義〕

59. 討議資料「財務報告の目的」では利益の情報が会計情報の中心とされ、討議資料「財務諸表の構成要素」では、純利益はリスクから解放された投資の成果とされている。したがって、この討議資料では、特定の測定値やその変動などで測った投資の成果にどのような意味が付与されるのかを説明する際、リスクから解放されているか否かに注意が向けられている。
60. この討議資料では、リスクから解放されたという表現を、不可逆的な成果が得られた状態を指すものとして用いている。特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない資産を獲得したとき、言い換えれば、事業投資のプロジェクトから分離した独立の資産(キャッ

シュ¹⁸⁾を獲得したとみなすことができるときに、リスクから解放されると考えている¹⁹⁾。投資家が求めているのは、期待された成果に対してどれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である、と伝統的に理解されてきた。将来キャッシュフローを期待して投資が行われている以上、その期待から事実への転化は、事業に拘束されない資金を、いつ、どれだけ獲得したのかで確かめられることとなる。もちろん、どのような事象をもって不可逆的な成果が得られたとみるのかについては、解釈の余地が残されている。個別具体的なケースにおける解釈は、個別基準の新設・改廃に際し、コンセンサスなどにに基づき与えられる。

61. 「リスクからの解放」と類似したものとして、「実現」、あるいは「実現可能」という概念がある。「実現した成果」については解釈が分かれるものの、最も狭義に解した「実現した成果」は、販売という事実裏づけられた成果や、費用性資産の貨幣性資産への転化という事実裏づけられた成果として意味づけられることが多い。この意味での「実現した成果」は、この討議資料でいう「リスクから解放された成果」に含まれる。ただし、投資のリスクからの解放は、いわゆる換金可能性や処分可能性に限定して判断されるものではない²⁰⁾。他方の「実現可能な成果」は、現金あるいはその同等物への転換が容易である成果(あるいは容易になった成果)として意味づけられることが多い。この意味での「実現可能な成果」のなかには、「リスクから解放された成果」と合致しないものも含まれている²¹⁾。このように「実現」という用語が多義的に用いられている状況を考慮して、混乱を避けるため、この討議資料では、あえて「実現」という表現を使わないこととした。

¹⁸⁾ 回収リスクを残した営業債権も、ここでいうキャッシュに含まれることが多い。

¹⁹⁾ 異種資産の交換が行われた場合に収益が認識される会計処理も視野に収めれば、リスクから解放された成果の獲得とは、「交換以前の事業のリスク」に拘束されない資産の獲得を指すこととなる。

²⁰⁾ 事業活動に拘束されず、事業のリスクを負っていない、いわゆる金融投資に生じた価値の変動を「実現した成果」に含めて理解する場合には、その広義の「実現した成果」はこの討議資料にいう「投資のリスクから解放された成果」と同じになる。

²¹⁾ 海外の概念書の一部には、現金あるいはその同等物への転換が容易であるケースとして、活発な流通市場が存在するケースをあげているものもある。こう解釈した「実現可能な成果」の典型例は、いわゆる「その他有価証券」である。しかし「その他有価証券」の売却処分には事業上の制約が課されており、その評価益は「事業のリスクから解放された成果」とはいえない。